



1年間お世話になりました

今年度も残り1か月となりました。今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐための臨時休業の中、始まりました。今までに経験したことのない状況下で、子ども達を気遣いながら、教育活動を継続して下さった先生方に心から感謝いたします。1年間の学習のまとめ、学年・学級の締めくくり、卒業式準備、次年度に向けた計画等、大変お忙しい毎日をお過ごしのことと思います。先生方ご自身の体調にも留意され、子どもたちがこの1年間の自分の足跡を振り返り、次年度に向けて明るい展望をもつことができますよう御指導をお願いいたします。

【3月の予定】

※ 時間のみ記載の研修会の場所は、下野市庁舎です。

※ 市教育研究所主催行事 市関係行事 学校関係行事 その他

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8 県立高校全日制一般選抜学力検査・定時制(フレックス特別選抜) 	9	10 国分寺特別支援学校・栃木特別支援学校 卒業式	11 中学校卒業式 	12 養護教諭部会研修会 県立高校全日制一般選抜・定時制(フレックス特別選抜)合格発表	13
14	15	16 市定例校長会議 9:00~	17 定例教育委員会	18 県立高校定時制一般選抜	19 小学校卒業式 	20 春分の日
21	22	23 県立高校定時制一般選抜合格発表	24 修了式	25 学年末休業 県立高校通信制面接	26 県立高校通信制合格発表	27
28	29	30	31 教職員退職辞令交付式			

令和2年度児童生徒指導研修会～いじめ・不登校への対応～

2月9日（火）に、下野市役所にて、児童生徒指導研修会を開催いたしました。市内小・中学校の児童指導主任、生徒指導主事に御参加いただき、いじめや不登校への対応について確認しました。

下野市では、令和3年1月に、「下野市いじめ防止基本方針」を策定しました。第4章には、「学校いじめ防止基本方針・組織の設置」について、第5章には、「いじめの防止等のために学校が実施する施策」について記載されています。その中で、令和3年度から運用していくに当たり、『学校いじめ防止等対策会議』を常設すること、会議録を作成すること、いじめに関する「アンケート調査」の仕方等について確認しました。先生方は熱心に耳を傾け、自校での現在の状況と来年度から修正していく点について考えてくださいました。

また、不登校対応の考え方について、文科省からの通知を基に確認しました。不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることについて、校内でも共通理解をお願いいたします。



参加者の声

- ・いじめについては重大事案に発展することもあることを考えると、きちんとした理解と対応、準備が必要だと思った。
- ・法律や学校の方針等に基づいた対応を共有することの大切さを再認識した。
- ・組織的に対応できるよう、校内で情報を共有していきたい。

新学習指導要領に示されている「インクルーシブ教育システム」の理念を大切に

「インクルーシブ教育システム」とは、障がいのある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障がいのない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組みのことです。

その理念を基に、下野市では、令和3年3月に、「下野市特別支援教育推進計画（第二次）」を策定いたします。

下野市の特別支援教育推進計画（第二次）は、市の学校教育の目標や国の特別支援教育の理念に基づき、インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育の質の向上に取り組むことにより、障がいの有無やその他の個々の違いを認めつつ、共に生きていける共生社会を形成する子どもの育成を目指します。



スローガン ～きらきら輝き、共に生きるしもつけの子～

このスローガンには、子どもの自己肯定感を高めることで、一人一人が積極的に活動し、いきいきと輝く、地域社会の一員として共に生きる「しもつけの子」になってほしいという思いが込められています。

基本目標 児童生徒の良さや可能性を最大限に伸ばし、共に学び支え合う「共生社会」の実現を目指すための指導・支援の充実

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、同じ場で共に学ぶことを目指す場合には、それぞれの児童生徒が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感や達成感を持ちながら、充実した時間を過ごすことができ、持てる力を高め、生きる力を身に付けていくことが、最も本質的な視点です。その中で必要とされるのが「合理的配慮」の提供です。

「合理的配慮」とは、障がいのある児童生徒が、他の児童生徒と同様、公平に教育の機会に参加することを目的として、学校の設置者及び学校が社会的障壁を除去するために行う「必要かつ合理的な取組」のことです。

障害者差別解消法の施行により、国公立の学校においては、「合理的配慮の提供」が法的義務になっています。「合理的配慮」は、本人・保護者からの意思の表明に基づくものですが、意思の表明がない場合でも適切な対応に努めることが大切です。

（参考：栃木県教育委員会特別支援教育室H28年2月「学校における合理的配慮の提供について」）

下野市特別支援教育推進計画（第二次）は、令和3年3月に各校へ配付を予定しております。基本目標の達成に向けて、市としましても、学校の先生方と連携しながら取り組んで参りたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。